

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。議第11号栃木県ケアラー支援条例に反対する立場から討論します。

家族や近親者のお世話や介護をする人の負担を軽減し、社会から孤立することなく、ケアを受ける人もケアをする人も、安心して頼れる支援の仕組みづくりが急がれます。そのために県条例を制定することは大変重要で、それに反対するものではありません。

賛成できないのはただ一点、「教育機関の役割」や教育機関を主語とした条文、項目がないことです。ヤングケアラーの早期発見には、子どもたちが通う学校、教育機関の役割が極めて重要です。第13条には、県は教育に関する業務を行う機関にたいし、助言等必要な措置を講ずると書かれていますが、これは県の役割に他なりません。

すでに条例を制定した5道県の条文を見ると、長崎県、埼玉県、北海道は「教育機関の役割」の条文があり、茨城県、鳥取県は「関係機関の役割」の条文のなかに「教育に関する業務を行う関係機関の役割」の項目を特記していました。

あえて本県の条例から除いた理由は何か、提案者に説明を求めました。「関係機関のなかに含まれている」「保健福祉部門が支援の中心だから」「教育機関を主語にしていなくても教育機関の役割を包摂した条例になっている」などとの説明でしたが、他県との位置付けの違いには違和感がぬぐえません。

昨年7月に実施された栃木県ヤングケアラー実態調査の報告書には、「話を聞いてくれるだけでいい」「周りの大人が気づいて欲しい」「自分からSOSを出せないことも考えられるので学校で一人一人の家庭環境の把握からきちんと次に繋げていく必要がある」など子どもたちの声、意見に胸を突かれました。学校現場において教員とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが連携し、当事者の思いを尊重しながらいち早く必要な支援に繋ぐことが期待されています。教育機関の役割を明確に位置づけるよう修正を求め、反対討論といたします。